

事例1

高所作業中の災害事例とその対策 ～高所作業車編～

建築物の高層化や、高所作業車の機能の進化等により、高所作業車は建設業をはじめとしてさまざまな場所で使用されるようになりました。ただし、使用される場面が多くなったことで、災害が発生する可能性も多くなってきたと考えられます。ここでは、高所作業車を起因物とする災害事例について、ご紹介します。

事例1 高所作業車から足場に乗り移ろうとして墜落

高所作業車を昇降装置代わりにし、足場に乗り移ろうとして墜落したものです。

●高所での乗り移りの禁止を明記する法令等はありませんが、誤って墜落・転落する可能性がありますので、そのような作業を行わないよう指導がされています。

●こんなところにも注意

- 乗車床及び作業床以外の場所に乗ってはいけません。また、決められた定員・荷重を守ってください。(労働安全衛生規則 194条の15、194条の16)
- 作業中に安全帯・首かけ等がレバーに接触して不意に作動することがありますので注意してください。
- 安全装置(操作レバーガード・タッチセンサー・フットペダル等)が、不意の作動の発生を防止します。



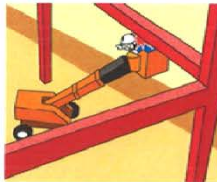
事例2 高所作業車の操作を誤り、バスケットと鉄骨の間にはさまれる

高所作業車を後進させようとしたところ誤って前進の操作をしてしまい、鉄骨にはさまれたものです。

●事例の高所作業車のように作業装置が旋回するタイプの場合は、機体の前後左右と操作レバーの方向が逆になる場合があります。機体方向を確認し、ゆっくりと操作を開始してください。

●こんなところにも注意

- 発進時のレバー操作は、ゆっくりと静かに行ってください。一気に操作レバーを倒すと急な動きをするので危険です。
- 走行しながらの旋回・起伏・昇降等の複合操作は、非常に危険なので行わないでください。



事例3 高所作業車で高架下を通ろうとした際に、作業台の手すりぎが激突

車高が3.5mある高所作業車で高さ制限3.3mの高架を通過しようとして、作業台の手すりぎが激突したものです。

●運転室内のステッカーや車線証などで、必ず車高を確認してください。

●「高さ制限」の標識に注意してください。

●高さに余裕のない場所では、最終行で走行してください。

●こんなところにも注意

- 作業台やアフトリ方の格納忘れによる影響事故も多く発生しています。運転前に格納状態を確認してください。



事例4 高所作業車を移動する際に、地上にいた作業者に接触

次の作業に移ろうと高所作業車を移動させた際に、操作者から死角の位置にいた地上の作業者に接触したものです。

●高所作業車の作業範囲内は、立入禁止の安全帯等を設置してください。

●移動する際は、できるだけ機体を格納状態にして走行してください。

●こんなところにも注意

- 運転者から見えにくいところでの作業では、誘導者を設置し、安全確認を実施してください。
- 作業床から物を落とすことのないように、袋や箱などを用意してください。



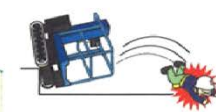
事例5 高所作業車の移動中に、段差で転倒

テーブルリフトの移動中に段差で転倒し、操作していた作業者が作業床から転落したものです。

●高所作業車を走行させる場合は、軟弱な地盤・路肩があるような場所、見えにくい場所での作業を行わなければならない場合は、合図を決めて誘導者の指示に従って作業を行ってください。

●こんなところにも注意

- やむをえず登・降坂、傾斜地などの路面を走行する場合も、誘導者を配置し、ただちに停止できる速度で安定に注意しながら走行してください。



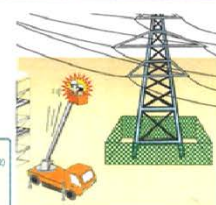
事例6 高所作業車を旋回させたところ、送電線に近づき感電

高所作業車を使用した作業が終了し、旋回して機体を格納しようとしたところ、近くにあった送電線に近づいてしまい、作業床にいた作業者が感電してしまったものです。

●東京電線の近くで作業を行う場合は、充電電路の移設、絶縁用防護具の取り付け、監視人の設置など、感電防止対策を確認の上作業を行ってください。また、事前に電力会社に作業内容について相談を行ってください。

●こんなところにも注意

- 露天稼働の高所作業車は行わないでください。(労働安全衛生規則 522)
- ・強 風：10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
- ・大 雨：1日の降雨量が50ミリメートル以上
- ・大 雪：1日の降雪量が25センチメートル以上



高所作業車
操作部周辺に貼付

事例の概要

当作業所は、ピット・段差が多いため高所作業車の走行時、転倒が懸念されるので操作部に注意看板を掲示し注意を促すことにより、高所作業車の転倒防止につなげる